

滋賀県内の訪問看護事業所の皆様へ

次期新興感染症発生・まん延時に備え 県と協定の締結をお願いします

感染症法により、あらかじめ県と事業所の管理者様との間で訪問看護や健康観察等の対応内容について「医療措置協定」で決めておくことが求められています。

訪問看護事業所の医療措置協定で定める内容

<医療措置の内容>

医療措置の内容は「**平時からの利用者のみ**」「**新規対応可能**」を選択することが可能です。

【必須】 自宅療養者の居所への訪問看護が可能

【任意】 自宅療養者の居所への訪問による健康観察が可能

【任意】 電話やオンラインによる健康観察が可能

(その他)高齢者施設等への対応可否

<医療措置以外の内容>

【任意】 個人防護具(PPE)の備蓄 (可能な限り2か月分以上)

【必須】 年1回以上の研修・訓練の実施・参加の努力規定

<協定を締結しておくこと…>

県から新興感染症対応の研修の案内が届き、参加することができます。

新興感染症発生時の医療措置に要する費用は、発生した感染症の性状に合わせて補助金が創設された場合に、予算の範囲内で補助金を申請することができます。

●お申込みについてはこちら(しがネット受付サービス)



URL:

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/houkankyoutei>

●制度の詳細をご覧になりたい方はこちら(滋賀県HP)



URL:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuji/334168.html>